

告 示

埼玉県告示第千四百三十九号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和四年一月四日から施行する。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則（令和三年埼玉県規則第八十一号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同規則による改正前の埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第四十条の三に係るこの告示による改正前の別表第一及び別表第二の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

別表第一第六項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同表第七項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表第六項中第二号を削り、第三号を第二号とする。